

下水道使用料の算定方法

- * 下水道使用料は、下水管や下水処理施設の維持管理費用に充てられます。
- * 下水道使用料は、水道料金と併せて請求します。
- * 料金については、別紙「水道料金及び下水道使用料金早見表」を参照してください。

《市の水道のみを使用している場合》

市の水道をお使いの方は、その使用水量で計算されます。

(例) 市の水道を 1ヶ月 20^m使用した場合

$$\begin{aligned} & \text{(水道使用料)} \quad 3,190 \text{ 円} + \text{(下水道使用料)} \quad 2,750 \text{ 円} \\ & \qquad \qquad \qquad = \text{(請求額)} \quad 5,940 \text{ 円} \end{aligned}$$

《自家水(井戸水)のみを使用している場合》

一般家庭で家事用の場合の使用水量は、「1人につき 1ヶ月 6^m」で計算されます。

(例) 4人家族の場合

$$\begin{aligned} & 4 \text{ 人} \times 6 \text{ m} = 24 \text{ m} \\ & \text{(下水道使用水量)} \quad 24 \text{ m} \Rightarrow \text{(下水道使用料)} \quad 3,366 \text{ 円} \end{aligned}$$

《市の水道と自家水を併用している場合》

市の水道使用水量に自家水使用水量として、「1人につき 1ヶ月 3^m」が加算されます。

(例) 4人家族で、市の水道を 1ヶ月 15^m使用した場合

$$\text{(自家水使用水量)} \quad 4 \text{ 人} \times 3 \text{ m} = 12 \text{ m}$$

$$\text{(水道使用水量)} \quad 15 \text{ m}$$

$$\text{(下水道使用水量)} = \text{(自家水使用水量)} + \text{(水道使用水量)} = 27 \text{ m}$$

$$\text{(水道使用料)} \quad 2,365 \text{ 円} + \text{(下水道使用料)} \quad 3,828 \text{ 円} = \text{(請求額)} \quad 6,193 \text{ 円}$$

※ 自家水(井戸水)を使用されているお宅で、世帯人数に変更があった場合は、本人(使用者)からの申出により使用水量の算定を変更しておりますので、変更が生じたときは速やかに下水道課業務係までご連絡ください。

また、申出のあった時点からの変更となりますので、申出が遅れたことから生じる料金の返納はできませんのでご了承ください。

【下水道使用料に関するお問合せ】
真岡市 上下水道部 下水道課
業務係 TEL 83-8160